

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル横ヶ谷九〇四 電話(03)3337714 649 FAX(03)3299153 667
振替〓〇〇一〇〇一〇九一五八四三二 労金〓中央労金本店No 1154163

購読料〓月額600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「ソ連脅威論」から「北朝鮮脅威論」へ……………2

財界主導で構造改革……………3

―日本経団連第二回総会から―

りそな銀行「倒産」と日本経済のゆくえ……………4

連合の「安全保障」政策……………5

―労働組合大会の課題は山積み(中)―

二〇〇三年六月 日本労働弁護団……………8

中高年に加え三〇代労働者の相談ふえる

全国一斉リストラ・残業一一〇番の結果について

現場主義に徹し、自己改革を……………11

―連合評価委員会が「中間報告」―

読者からのおたより……………13

刊 旬 社 会 通 信

NO. 872

二〇〇三年七月一日号

二〇〇三年七月一日発行
(毎月一日・二二日三回発行)

「ソ連脅威論」から「北朝鮮脅威論」へ

アメリカに率いられる資本主義体制とソ連率いた社会主義体制が対峙した「体制間矛盾」（いわゆる「冷戦」）時代、「ソ連脅威論」が声高に叫ばれ軍備拡大の理由とされた。

ソ連は崩壊し、中国は共産党の指導のもとに、資本主義の道をつとめる。「体制間矛盾」が消え去り、いよいよ国連を中心とする世界平和追求の時代、日本の平和憲法のグローバル化の時代との「理想主義」が世界の世論になるかに思われたとたん、「テロ、大量破壊兵器脅威論」がG7首脳会議の中心テーマとなり、〇一年の「同時テロ」で、ブッシュのアフガニスタン、イラク侵略戦争となった。アフガニスタン、イラクはアメリカの軍事占領下（植民地）にある。しかし、第二次世界大戦後の日本、ドイツ、イタリアへの連合軍の占領統治とは状況をまったく異にしている。

アフガニスタンでは占領から二年になろうとするのに、「戦争状態」がつづいている。イラクではアメリカをお友達とするイラク国民は親米・反米を問わずだれ一人いない。毎日のように、散発的な戦闘・銃撃戦がおこなわれ、占領軍兵士、イラク国民に死亡者が続出している。当初アメリカが計画した統治案は破たんし、軍事占領が長引くことが必至となった。そればかりか米軍は「イラク全土はまだ戦闘地域。軍事的には全土が戦闘地域で、しばらくその状況はつづく」と、六月中旬には掃討作戦を開始した。

イラク戦争後の「対テロ戦争」のほこ先は朝鮮民主主義人民共和国、イラン、パレスチナ。日本では昨年九月以降に明らかになった拉致、核開発をめぐる「北朝鮮脅威論」の展開である。国際的な北朝鮮包囲網づくりも急ピッチ。北朝鮮には日米、韓米、日韓会談で包囲網をつくり、六月初旬行われたG8で「らち」が議長総括にとり上げられた。

北朝鮮に関係するのは国境を接するロシア、中国、韓国と日本。ロシアと中国は国内政治事情から北朝鮮、アメリカとの友好関係は絶ち切れず、韓国は三八度線で「戦争状態」にあるが「太陽政策」を展開している。日本は歴史的、地理的にその調停役を果たす立場にある。しかし、らち、ミサイル、核開発を口実に、有事法制を定め、「全土が戦闘状態」にあるイラクへの自衛隊派遣をもくろむばかりか、「北朝鮮脅威論」をふりまわすことで憲法改悪を加速させようとしている。万景峰号への臨検・査察がその典型だ。この船はスパイ船、工作船とばかり査察員を大挙動員するばかりか、完全武装の機動隊員を千五百人も動員するもののしさだ。

ミサイル発射実験、拉致事件から始まった北朝鮮バッシングは核開発、さらに核開発の資金源は（１）麻薬、（２）ニセドル、（３）ミサイル輸出、（４）ミサイル開発技術は九〇％日本からのアメリカ情報で、「北朝鮮脅威論」がくり返される。新宿駅西口ではブルールのリボンをつけ、「拉致事件糾弾」のノボリをもった人たちがコンコース内で募金と署名活動を毎日におこなっている。「北朝鮮脅威論」の国民運動である。

古今東西軍事的に弱い国が強い国に攻め込んだことはきわめてまれだ。パールハーバーくらいであろう。北朝鮮は経済的、政治的、軍事的に日本の脅威たりはしない。

財界主導で構造改革

— 日本経団連第二回総会から —

日本経団連は五月二七日、第二回総会を開催しました。日本経団連は昨年五月、経済団体連合会（経団連）と日本経営者団体連盟（日経連）が統合して生まれた、巨大独占資本の組織です。会長は日本一の巨大会社、トヨタ生産方式（ジャスト・イン・タイム、カンバン方式）で労働者に悪名高いトヨタ自動車会長の奥田碩。

会長あいさつで奥田は日本経済再生のためには、資産デフレの克服と構造改革に、「国民がこれまで以上のスピードで取り組まなければならない」とともに、「新しい時代にふさわしい、日本独自の成長モデル確立が必要」と表明。

その上に、今年一月に発表した新ビジョン「活力と魅力溢れる日本をめざして」が目標とする「民主導・自律型の成長メカニズムが機能する経済社会」実現が今年の課題と表明し、重要課題として四つをあげた。

第一は、税政、社会保障制の持続可能な制度への再構築で、①国民負担率の五〇%以内への抑制、②税制・社保制度の一体的再設計、③歳出削減のてつてい、④消費税引き上げが いわれる。

第二は、二十一世紀の日本の新たな成長基盤の確立で①産官学連携による技術革新の推進、②環境立国めざす戦略、③「規制改革基本法」制定、④教育改革、思いきった労働市場改革が いわれる。

第三は、戦略的な通商政策の展開で、①自由貿易協定締結、②市場開放、外国人受け入れ体制の整備があげられる。

第四は、政治との関係強化で、①企業・団体が資金協力に参考となるガイドライン提示、②政党への献金をうたっている。

政治献金再開について、奥田は記者会見で「政経行動委員会を新設して、優先政策事項の策定とそれにもとづく各政党の評価をおこない、企業寄付に関するガイドラインを企業に示す」と述べるとともに、これまで（一九九三年以前）と今回の方式との違いについて、①意思決定の過程が透明、②原則として全政党が対象、③寄付は個々の企業・組織の自主判断によるとの三点をあげた。

優先政策はさきの四項目を中心に、二〇〇三年度総会決議には①産業・金融一体の早期再生、②社会保障、財政、税制の一体、抜本改革の他六項目があげられている。

「春闘」については、「昨年十二月の経営労働政策委員会報告は、春季労使交渉のあり方を根本的に見直す、大きな契機となった」と述べた。いわば「春闘終結」宣言である。この背景に雇用、そしてワークシェアリングにかんする二度にわたる政労資合意がある。

なお、日本経団連は六月五日、政治企業委員会を開き、政経行動委員会の役割を討議し、優先政策事項を八月までに整理し、来年一月をめどに資金協力のガイドラインをつくることを確認した。

りそな銀行「倒産」と日本経済のゆくえ

不況そしてデフレ、積んでも積んでもふくれ上がる不良債権の山の中で、日本の金融機関は、「これが時代の流れ」と将来構想なしに再編統合に突き進んだ。その結果、巨大銀行は次から次へと統合合併し、破産銀行ふくめ九つあった都市銀行は五つに再編された。再編で強くなったか、逆だ、さらに弱くなった。

四大金融グループから取り残されたのが、大和銀行、あさひ銀行だった。この二つの地域銀行は第二地銀、信用金庫等を寄せ集めりそなグループをつくった。まさに「弱者」の連合である。この「弱者」銀行に自己資本率が四割を割ってしまったと、二兆円もの公的資金（税金）が投入された。

なぜりそなが「破綻」したのか。金融自由化でまず会計基準がアメリカ流に大きく変えられた。その会計基準の変更が、株価下落で膨大な含み損を生み、地域（リージョナル）銀行として法律が定めている自己資本比率四割を割り込んでしまったことだ。

二兆円の税金投入でりそなの自己資本比率は一二割にもなった。国内銀行の規制は四割であるのである。なぜ一二割にもする必要があるのか、という問題がいま急浮上している。過去二回の公的資金投入で九兆円が国民負担となった。りそなにはすさまじい合理化が襲いかかっている。それでも「再建」は困難との下馬評だ。国民負担はさらにふくれ上がる。

日本の経済・社会はどうなるか。すさまじい財政赤字の中、日本はアメリカにイラク復興支援をむしりとられる。次から次ぎへと援助を加速している。財政赤字はさらにふくれ上がる。朝鮮半島をめぐる動きも見逃せない。政府は北朝鮮への「経済制裁」に動き始めた。「経済制裁」とは戦争ではないが、戦争への第一歩である。五月二〇日の国会で小泉は「自衛隊は軍隊」といい放った。ほどこなく来年度予算編成の時となる。軍事費はふくれあがる。財政はこの面からも赤くなる。

さらに深刻な事態が二三年前から進行している、賃金の絶対的減少であり、第二の税である社会保険の負担増と受益者負担の増大である。これで実質賃金はすさまじく下がる。このうえに、すでに出版界でベストセラーになっている『三百万円で生きる方法』である。財界は賃金をこの二、三年二―三割減らしたいのだ。それは分社化、転籍による労働条件変更ですでに進行中だ。中高年労働者の賃金は絶対的に切り下げられ、若年労働者の賃金は表面上据えおかれる。だが、賃金上昇は鈍る。消費は絶対的に減少する。

日本のGDPに占める消費の比率は五六・四割、これに住宅をくわえれば約六〇割である。少子化で住宅は必要でなくなる。建設業界、政府は「金利が安い今こそお買い得」と住宅購入を宣伝するが、賃金が減ってしまったのは、返済しようにも原資がない事態に立ち至る。

その他、設備も二〇割が過剰。ここを二―三割の賃下げが直撃すればどうなるか。だれもがわかりすぎるほどわかっていることであり、恐れていることだ。

連合の「安全保障」政策

—労働組合大会の課題は山積み(中)—

あつという間に戦争法

賃金・労働条件のすさまじい「合理化」とともに、政治の反動化は日中戦争の従軍者が、「まるで一九二〇年代後半から一九三〇年代の歴史をくり返しているかのようだ」との声をあげるような状況を呈している。一九九二年のPKO(国連平和維持活動)協力法から、たった十年余で、戦争法、さらに戦地に一千名の兵士を送るイラク新法である。「有事三法案」はあつという間に衆参両院九〇%の賛成率で通過してしまった。

労働組合の活動領域は①経済、②政治、③教育とまことに広い。最近、よく「社会的労働運動を」との声が聞こえてくるが、労働組合、労働運動は生まれながらに「社会的」な性格をもつ。その労働組合が「会社あつての労働組合」「世界的大競争に勝ちぬくためには労資の協力、政府との合意・協力が必要」というにいたっては、経済はむろん、政治の分野のたたかい、さらには教育のあり方にもかかわってくる。

日教組は教育基本法改悪という政治課題に直面している。しかし、日教組方針は「教育基本法『改正』反対」とある。「改悪」とはいわれていない。「改正」とはわれわれの主張を取り入れるとの主張であろう。日教組の主張とは①時間かけ、国民的合意をはかれ、②国会に調査期間を設けるなど慎重な議論を、③教育基本法の理念を生かして実効ある教育改革を求める必要があるというもので、なにがなんでも反対、阻止するとの気迫は伝わっていない。自治労が直面する公務員制度改悪についても傾向は同じだ。「労働三権のあり方」が焦点だが、自治労の主張の焦点は、「一方的にやるのはよろしくない」というもの。公務員制度改悪は「日本政府はILO条約を遵守しろ」とのILOの第一次勧告、第二次勧告、教育基本法改悪は公明党のイラク新法、政治献金非公開枠拡大との取り引きで国会での成立は先延ばしの方向となった。

戦争法に大小さまざまな集会在、さまざまな組織で展開された。しかし、労働組合の姿は見られなかった。文書、声明、方針には「批判」「反対」が連ねられている。しかし、行動がない。

連合の政治方針

政治の反動化がものすごい勢いで進行するなか、労働組合の政治的役割はきわめて重要であり、連合の政治方針についてあらためて整理しておく時だ。

連合の「政治方針」は第六回大会(一九九九年十月一日〜一日)で改訂された。改訂にあたっての確認事項で、このべられる。

「(1)連合と構成組織は、『連合の政治方針』の実行に向け、諸条件の克服に今後とも努める。具体的には、政権交代可能な二大政党的体制への政界再編に向けて、民主党を基軸とした、勤労者・市民を基盤とする幅広い政治勢力の結集をめざす。

(2)構成組織と政党との関係は次のとおりとする。

①構成組織は連合の決定した方針を遵守し、統一的対応に努める。

②構成組織の個別の判断については、当面、これまでの支持協力関係を考慮して、連合および構成組織は相互に理解し合うものとする。」

連合は「民主党を基軸に二大政党的体制への政界再編」をめざすというのである。主には民主党支持、しかし、これまでの経過があるから「個別の判断については、相互に理解し合う」とする。これは私鉄総連や全国一般等が社民党支持をとり、日教組や自治労が社民、民主、新社会に支持が別れていることを考慮したものであるし、旧同盟・JC系組合には自由党はおろか自民党政治家を支持するところもある結果である。

流れに迎合の安保・憲法問題

有事法制が国会を通過し、政治課題はそれら関連法の制定、さらには有事法制に憲法、教育基本法をあわせる改悪がめざされる。連合は〇一年一月から「国の基本政策検討作業委員会」をつくり、すでに一七回もの会議を重ねている。「国の基本政策」とは(1)外交・防衛政策、(2)憲法問題、(3)日米安保・自衛隊である。「国の政策に関する連合の態度」から、ポイントを書きぬいてみる。

「(3)国民的論議とコンセンサス」

①わが国の外交・防衛政策についてはイデオロギー的発想から脱し、わが国を取り巻く情勢を的確にとらえつつ、国土と国民の安全を確保する視点で国民的論議を起こし、国民的コンセンサスづくりに努める。

②防衛論議は、従来のあいまいで具体性のない防衛論議から国民の権利と義務との関係および民主主義のルール遵守を前提に、平時対応・周辺事態対応・有事体制の区分のなかで国民的論議をおこなえるように努める。

(4)憲法問題について

①われわれは、憲法論議を否定するものではない。

②憲法論議への関心は高まっている。しかし、まだ論議自体が国民的な広がりをみせておらず未成熟なため、現状では憲法改正を俎上に乗せるのは、時期尚早と判断する。

(5)わが国の外交・防衛のあり方について

①日米関係について 長年培ってきた相互信頼関係にもとづき、今後も相互受益を目指し、維持強化する。

②日米安保条約について これまで果たしてきた役割を評価しつつ、日米関係を重視する立場から、今後も維持する。

③自衛隊について 国際ルールとして、自衛隊は独立国家の固有の権利であることを確認する。自衛隊は、専守防衛、徹底したシビリアンコントロール、非核三原則、を前提としてこれを認め、今後のあり方として、縮小の方向を指向する。また、憲法を補完する立場から『安全保障基本法（仮称）』の制定をめざす」

連合は結成以来、政治方針については傘下組合の意見の相違から「世論の流れ」に身をまかせてきた。そのことを象徴的に示すのが「憲法改正」問題で、改訂政治方針に「改憲

論議はまだ未成熟。現状では憲法改正を俎上に乗せるのは、時期尚早」としている下りである。世論の動向を見きわめるといつているのである。連合の「国の基本政策―安保・外交、憲法―問題」への態度は日米安保を維持・強化し、自衛隊を承認し、さらには有事法制も必要というのであるから、有事法制が国会の九〇％ちかくで通過させられ、イラク新法すら強行採決されようとしている情勢下、さらには朝鮮民主主義人民共和国をめぐる実質「経済制裁」の雰囲気づくり、民族意識の醸成のなかで、世論は「改憲」の方向に流れていくことは必至。「アエラ」六月一六日号では若い国会議員の多くが憲法「改正」に賛成であり、「日本が北朝鮮から戦争を仕かけられたり、戦争に巻き込まれたりする事態が起こりうるか」との質問に「起こりうる」と答えている議員が八二％にも達する。

連合は北朝鮮に絶縁状を発するなど、その動きを加速させる役割を果たしているのだから、すでに一七回おこなわれている連合の「国の基本政策検討作業委員会」の論議は、改憲へと流れていく。さらに連合は北朝鮮、朝鮮総連との絶縁にもとづいて六月十二日に「人權セミナー―北朝鮮による日本人拉致問題を考える」を横田夫妻を招き開催している。

政党支持は自民にウエイト！

連合は「民主党」を支持してきた。しかし、民主党の存在感はまったくない。というわけで、政党支持を民主から自民党にひろげそうな雰囲気だ。二度にわたる雇用問題での労政資合意、定例化される政労会談、さらには自民党との定期協議である。

○三年度からの連合「政策・制度要求」には財界と意見を異にする点はほんとうに少なくなっている。そのうえに、連合運動のやり方は「政策制度要求」で、これら要求をとおすには財界と一体で政府にせまることが、いちばん手取り早い方法になる。役に立たない政党は切り捨てられていく。

存在感ない民主党は、寄り合い所帯の意見の相違だけが「存在感」を示し、こうして政党としての存在感はますます薄らいでいく。さきの自由党との合流問題、有事法制への態度は、自民党とも政策のちがいがちつともないことを天下に示した。鳩山由紀夫のように自由党と合流して「自由民主党」、「民主自由党」をつくる動きもある。ちかく民主党の分裂、政界再編がおこる。政党の離合集散は政治への不信をますます強め、その結果として「無党派」という新たな保守層をつくり出し、自民党の基盤を強め、保守化傾向を強めていく。それが「高い」といわれる小泉の支持率である。

組合員よ信ずる道歩め

組合大会がはじまり大会方針案が発表されている。方針案には抽象的な言葉で「平和憲法の理念に沿って」とあるばかりで、今の政治反動に身を挺して反対との気迫は皆無である。そればかりか、組合大会に「日の丸」を掲げる労働組合すら現れている。

労働組合、労働組合員は流れに流されるのではなく、己の肩にしっかりと頭をすえ、連合の方針がこうだから、組合の機関決定がこうだからとの「受け身」の姿勢ではなく、自己の信ずる道に「積極的に」声を上げるときである。

◇二〇〇三年六月 日本労働弁護団◇

中高年に加え三〇代労働者の相談ふえる

全国一斉リストラ・残業一一〇番の結果について

相談件数

今回の（六月七日、二九都道府県、二九ヶ所実施。石川は六月六日、山口六月一〇日実施）相談件数は、六九五件に上った。地域的には、東京、大阪、愛知、埼玉、奈良の相談件数が多かった。

労働弁護団主催の全国（もしくは首都圏）一斉電話相談は、今回で二一回目にあたり、東京の本部では一四六件の相談を受け付けた。常時弁護士一五人体制で午前一〇時から午後五時まで七本の電話で対応した。前回と同様に、わずか一日で多数の相談が殺到し、ひっきりなしに電話が鳴っていた。

東京だけでも一五〇件に迫る勢いであり、本日の全国一斉相談を契機にして常設のホットラインに新規、継続相談が多数寄せられることが予測される。常設のホットラインには今年五月二二日までの集計で三四九件の相談があり、相談件数は依然として衰えを見せていない。昨年六月一日の全国一斉リストラ一一〇番では六二五件の相談があった。また、前回の昨年一二月七日の全国一斉リストラ・残業一一〇番では七五三件の相談があった。

解雇や退職勧奨、退職強要の相談が主流であることには代わりはないが、今回も前回に続いて、残業に関する相談を受け付けたこともあり、残業代不払いや長時間労働についての相談が依然として多かった。

残業代不払いの事例では、使用者がいわば開き直ってサービス残業を強要するケースも目立つ。

賃金面では、年俸制の導入に伴う賃金切り下げの相談が目立ち、年俸制に名を借りた大幅な賃下げが増えている実態が明らかになった。

失業率は依然として高止まったままであり、本日の相談結果からみても、厳しい雇用情勢が続いていることは間違いない。また、解雇にまで至らないケースでも、退職勧奨や退職強要が増加し、嫌がらせを伴うケースも多い。労働者の年齢別では、かつての四〇代、五〇代のいわゆる中高年層に加えて、三〇代の労働者の相談件数が増えているのが特徴である。

相談の傾向（特徴的な傾向）

一、残業代不払い 今回も、「リストラ・残業一一〇番」として実施したこともあり、前回以上に残業代についての相談が数多く寄せられ、相談全体の四割近くに上った。長時間の時間外労働、休日労働をしているにも関わらず、残業代が低額で打ち切られている、あるいは、まったく払って貰えないという相談が多い。しかし、残業代を請求しなくても、会社や上司が怖くてなかなか請求できないという相談が目立つ。また、使用者側が残業代を支払わないことを明言したり、労働者に対して不払い残業を強制するような悪

質事例が前回以上に多い。また、使用者、労働者ともに労働基準法の時間外労働に関するルールを知らないで、違法な残業が蔓延している。

「毎日終電で帰宅しているのに、残業代がまったく払われない」(No.一)、「会社から『サービス残業でやってくれ』と堂々と言われている」(No.三)、「残業を月に八〇時間から一〇〇時間しているが、四〇時間で頭打ちにされる」(No.二〇)、「朝七時始業、帰りは終電。残業代はまったくない」(No.二二)など、切実な訴えが非常に多い。

異常な長時間労働の申告も多く、極限まで仕事をさせられながら、残業代が支払われない違法な残業代不払いがますますひどくなっている。残業代を請求しようとしても、タイムカードなどの客観的な記録による時間管理がなされておらず、いざというときに請求が困難な事例が圧倒的に多い。中には、「会社が勝手に『定刻』に書き換えてしまう」といった悪質な例もみられた(No.一六)。

二、解雇、退職勧奨 観光業でSARSの影響で業績悪化しているので、六月末で解雇通告(No.二)。短期間の業績低下だけでは解雇の理由とはならない。やはりSARSを理由に今年七月に雇用契約の更新時期だったが、更新できなくなったから辞めてもらうと言われている(No.一五)。

理由のない解雇も相変わらず多い。ビルの清掃業務をしている女性の相談で、「態度がふてぶてしい」という理由でいきなり解雇を通告された(No.八)。自動車輸入業勤務の男性の相談で、会社が従業員六割削減計画を発表し、退職勧奨。上司からは、「仕事は良くやるが、悪口を言った。業務を削減するのであなたのポジション」はない、と言われている(No.九)。

証券会社の女性の相談で、自分の勤務している部門を会社分割するに当たって、雇用関係終了の合意書にサインしろと言われている。退職、新規採用の形を取りたいため、承継先の会社の採用通知書には賃金(年俸)など労働条件が明示してない。

合意書にサインしないのなら、自主退職しろと迫られている(No.一一)。他に退職勧奨の例はNo.五、九、一〇、二四。No.二四は、女性の調理師で、結婚したら、それ以降「普通辞めるものだ」と言われている。日常的に大きな声で怒られ、蹴られたこともある。

また事務職三〇人のうち、女性三人が「共働き」を理由に辞めろと言われている(No.二七)。公序良俗に違反する違法な退職強要。暴力などは論外である。

全国会の労基法の改正で、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、」解雇権の濫用として無効となるという規定が定められることになるが、正当な理由のない解雇は無効であるというルールを我が国の企業社会に徹底して浸透させないと、不当解雇はいつまでも無くならない。

三、長時間過重労働 残業代不払いと裏腹の関係にある長時間の過重な労働による健康被害の不安を訴える相談が目立った(一、一三、一四、二二、二二一)。男性公務員の相談で、残業が多すぎて、過労死しそう。帰宅するのは早くて終電で午前一時過ぎになる。遅いときは、タクシーで帰るか、役所に泊まり込む。始発電車で帰宅し、子供を保育園に送って行ってから、また出勤するという悲鳴のような相談がある(No.一四)。

本人だけでなく、家族からの相談も多く、「長時間労働で本人の身体が心配だが、直接会社と言えない」というもの。会社からの嫌がらせや解雇を恐れて、明白に労働基準法に違反する長時間労働が野放しされているという実態がある。労働者の健康や生命に関わる深刻な問題であるから、放置して置くわけにはゆかない。

四、賃金の一方的カット 出版社勤務の男性からの相談で、年俸制の賃金が三割カットと言いつ渡されたが、会社の業績は一割から二割減に過ぎないので納得できない。その上、このまま業績が回復しなければ、首切りも仕方がないと言われている（No.二三）。リストラの方法として、一方的に賃金をカットすることが横行している。

他にNo.四、二五など。労働者個人の合意もない上、就業規則の変更や労働協約の変更によらない労働条件切り下げは原則として許されない。ここでも契約ルールの無視がまかり通っている。経営者のモラルハザードと遵法意識の低さが表れている。

五、年俸制に関する相談 今回は、賃金に関する相談や労働条件の切り下げに関する相談の中で、年俸制に関わるものが多かった。年俸七〇〇万円で契約したが、改定のたびに大幅に減額され、今年五月の年俸は、二四〇万円にまで下げられたという例（No.二五）や前記No.二三の例が典型である。

年俸は、賃金改定の際に使用者側による恣意的な査定が入り込みやすく、賃金切り下げのための手段として普及しつつあり、今後も注意が必要である。

六、いじめ・嫌がらせ・セクハラ 職場いじめ・嫌がらせやセクハラ関係の相談も相変わらず多い（一九、二四、三三）。女性労働者に対する差別的取扱が逆に増えている。「女性はあるさいから契約を更新しない」（No. 三一）、「会社が苦しいから女性二名だけを解雇した」（No.二八）、「共働きの女性だけに退職強要した」（No. 二八）等は、時代錯誤的な感覚を持つ使用者がいまだに多いことを示している。

福井の事例（No. 三三）は、社長からセクハラされてこれを拒否したところ、嫌がらせを受け、退職に至ったという事例であり、法的救済がなされるべき事案であるといえる。岡山の事例（No.三四）もかなりひどいじめ、退職強要事案である。信用金庫の職員が倉庫の片づけを命じられ、期日に間に合わなかったという理由で懲戒解雇をちらつかせられて、自主退職に追い込まれたという事例である。

（日本労働弁護団）

過労死・過労自殺一〇番では

この他「過労死・過労自殺一〇番」全国ネットが六月一四日おこなった「過労死・過労自殺一〇番」集約では、相談件数三一九件、内訳は労災補償相談（死亡または療養）一二二件、過労死予防・働き過ぎ相談一五五件、他四二件が報告されている。

過労死の状況は、①年度末帰宅夜十時以降、帰宅後も事務作業、②月一五〇～二〇〇時間以上残業、③朝九時から午後十一時まで働きすぎ、④死亡一カ月前は土日ふくめ二〇日以上の深夜帰宅、⑤退職を願い出たが許されずというもの。

ちよつと注目したのは二〇代教員で「うつ病にり病、担任を外してもらったが部活や生徒会活動の負担で帰宅が遅かった」との自殺相談例もあった。

現場主義に徹し、自己改革を

― 連合評価委員会が「中間報告」 ―

連合評価委員会からたいへん内容豊かでおもしろい「報告」が発表された。連合評価委員会が六月一三日に出した「中間報告案」である。連合評価委員会は〇二年の連合第七回大会の運動方針にもとづき、社会の諸分野を代表する人による委員会として中央執行委員会のもとに設置。連合運動に対するアドバイザー委員会の機能をもつ。

座長・中坊公平（弁護士）、神野直彦（東大教授）、イーデス・ハンソン（アムネスティ・インターナショナル）、早房長治（地球市民ジャーナリスト工房代表）、吉永みち子（文筆業）、大沢真理（東大教授）、寺島実郎（日本総研理事長）の七名。委員会が連合から託された事項は①連合の運動全般に対する評価・提言、②連合の運動方針等に対する提言、③労働組合の社会的評価等についてのコメントとある。

構成と「基本認識」

同日報告された「中間報告」は四章だてで、Ⅰ危機の現状、Ⅱ改革に向けての視点と方向性―労働運動のあり方、理念の再構築、Ⅲ改革のシナリオ、Ⅳこの提言を生かすために。

「中間報告」は危機の現状を「競争主義・市場主義が流布していく九〇年以降の日本では、格差の拡大と不平等の進展が深刻化してゆく。しかも、ＩＴ革命が技術変化のスピードを加速させ、労働者がそうした変化についていくために、働く者には多大な労苦が強いられるようになった。その一方で、仕事の本身が平準化・パターン化され、長年にわたる技術を積み上げてきた人たちが尊敬されない状況も生まれている。こうした状況の下で、『公正な分配とは何か』との視点が急速に抜け落ちようとしている。」「競争主義や市場主義の蔓延は、人々の心にも暗い影を落としている。際限のない賃下げ競争に駆りたてられ、リストラと称して会社から人間が排除されようとしている。失業者は三八五万人を数え、十年前には一万一千件だった個人破産件数は、〇二年には二十二万四千件へと膨れ上がっている。年間の自殺者は三万人を超え、一日百人が自ら命を絶っている状態にある」ととらえ、運動の原点の見直し、理念の再構築を次のように提案する。

『歴史の峠』にさしかかっている現在、連合は、働く者の視点に立って、働く者にとつての幸せを追求するために、慎重かつ冷静にハンドルを切ることが必要である。さらに、働く者の視点に立ってハンドルを動かすことは、働く者の利益を代表する労働組合にしかできないことを忘れてはならない。新しい社会に向けて進むためにも、ここで立ち止まり、労働組合の置かれている社会状況を確認した上で、労働組合・運動の原点を見直し、理念を再構築しなければならない』と。

「労使協調」につかっているのか

運動の質について、①働く者としての意識の希薄化、②労組が時代のしんがりにかろうじてついているようなイメージ、③労使対等意識の希薄化、④役員と職場組合の意識の絆

の薄らぎ、⑤倫理観の欠如とチェック機能の弱さをあげる。

こうして外部から、労働組合は「労働組合が雇用の安定している労働者や大企業で働く男性社員の利益のみを代弁しているように見えるし、労使協調路線のなかにどっぷりと浸かっていて、緊張感が足りないとも感じられる」とし、連合は「働く国民の利害を代表する組織に名実ともになり、国民が連帯できる組織となるために、労働組合が思いきって変身を遂げる必要」と提言する。

現場主義にてつし理念再構築

とりわけ「労使協調路線のなかにどっぷり浸かっていて」との文言は、連合内でさまざまな意見を呼ぶにちがいない。

労働組合が存在感をなくしていることを連合会長みずから訴え、〇二年運動方針には労働組合の社会的影響力を拡大するために「労働組合の自己革新・自己改革」がすえられた。この時、発足したのが評価委員会で座長の中坊氏は「てつていした現場主義」の人。「中間報告」の特徴は現場に視点をあて、労働組合の自己改革をせまっていることで、それは「改革に向けての視点と方向性」と労働運動のあり方、理念の再構築」に鮮明にあらわれている。そこでは――

①労働運動の理念・思想を原点に立ちもどつて再構築すること。そのためには労働することの評価を、自ら見直していく。

②労働とは何かを、平和や人間の尊厳、人々の幸福という高い理念から、眼界を広くして歴史の文脈において見直す。

③働く者が働くことの意味をもう一度確認し、働くことの意味を誇りをもって社会に訴えなければならぬ。

④働く者は、元来弱い存在。弱い者であるという事実が、私たちを連帯させる結節点であり、その結節点が労働組合の原点。

⑤不条理に対して闘う姿勢をもち、行動することが労働組合という組織の使命。

⑥「強い者がより強く」生きる社会に代わる、新しい価値を、弱い者の連帯する組織である労働組合こそ創り出さねばならない。

こうして、「中間報告」は二十一世紀の労働運動のあり方として、①高い「志」、不公正や不条理なものへの対抗力、それを正すための具体的運動と闘う姿勢、②労働者は誇りと責任感をもって自立（自律）、連帯することが必要とする。

「改革のシナリオ」では、①働く者の意識改革。自分の頭で考え、それを職場で仲間たちと議論しあうこと、②企業別組合主義から脱却し、すべての働く者が結集できる新組織戦略、③職場から、地域から、空洞化する足元からの再出発、④働く側の視点からの「新しい賃金論」――パートの均等待遇の実現、働く側の視点に立った「公正な賃金論」、⑤税・社会保障制度決定への労働組合の積極的関与が上げられる。

「提言」を生かすためには、連合に「具体的な実行プランの策定と実行」を求めると同時に、労働者、労働組合の歴史意義をこう訴えている。

「連合は、弱い者としての人間が連帯する組織として、詐欺されている人間の目的を、この提言に基づいて取り戻されなければならない。連合は自己組織の内部に、この社会の矛盾が反映することを見出し、それに厳しい意義を申し立てなければならぬ。連合は常に自己の原点に立ち返り、自己を変革する歴史的使命を果たさねばならない」と。

労働組合の歴史的使命については、「人間を分断し、人間を対立させようとする邪な意図を拒否し、人間が人間としての尊厳を実現できる社会を、働く者達の協同意思のもとに築かれなければならない」と、「働く者の視点」を強調している。

この中間報告は六月の中央委に原案として提出され、七月二四日の連合サマー・トップセミナーで連合と討議し、九月の評価委員会で修文のうえ最終案となる。

◇ 読者からのおたより ◇

アンニョンハセヨ 韓国語講座が、四月十二日開かれ、十二月まで九ヶ月にわたる長い韓国語習得へと踏み出しました。この講座は、労働組合武庫川ユニオンの結成十五周年を記念して、その記念行事の一つとして計画。月二回の講座を十七人の受講生でスタート。講師は、大学院に留学して三年、日本語がお上手な金先生。先生は、韓国で、絵本を出版されています。その絵本を見ましたが、物事にはいろんな見方と発展があるという教育的な絵本でした。先生は十二月までの学習スケジュールを私たちに与えられましたが、一〇月には、日本の小説を韓国語に訳し、十二月には、作文、年賀状を書くというものです。先生のスケジュールに答えられるかどうか。（武庫川ユニオン）

編集部より 語学はくり返し。大丈夫はうけあいます。

苦しいけれど 戦争反対、憲法改悪、教育基本法改悪反対、国鉄闘争勝利。厳しく苦しいけど、粘り強く闘い続けなければ。（佐賀・K）

編集部より 悪法が次から次へと、まったくベルトの上ののっかっているかのような国会に恐怖心すらおぼえますものね。（北海道・K）

国労再建 まともな解決、まともな運動を求め国労再建を！

編集部より 国鉄闘争のゆくえが日本労働運動をつくりまします。

がんばって 社会通信 一分です。がんばって下さい。

（鹿児島・K）

退職 小生このたび十一年間働いて参りました医療法人を退任することとなりました。七三歳という加齢現象に加えて持病（生活習慣病・なかでも糖尿病）が思わしくなく、朝・夕二回のインシュリン注射を打つてしのいでまいりましたが、気力・体力ともにはや限界と考え今月末をもって後進に道をゆずることといたしました。

今後はもうひとつの社会福祉法人の仕事で来年の任期まで務める覚悟ですが、小生自身が介護サービスをするような状況ではこれまたナンセンスですね。とにかくこれからの人生を気持ちだけはしっかり持って生きていきたいものだと考えております。

さて、愛読させていただいた『社会通信』ですが、今期をもって購読を中止させていただきたいと存じます。長年にわたって「力」と「勇氣」を与えていただいていた本にありがとうございました。これからは、いままで忙しくて出来なかつた過去の整理をしながら、有意義な時間をすごすことができれば最高ですね。最後に『社会通信社』のますますの発展と滝野ご夫妻のご活躍をお祈りも申しあげ御礼といたします。（山形・S）

編集部より 七三歳になられるとは。知りませんでした。お若いものです。つれあいの父は九〇歳。さらにご活躍を！

スーパリーのバーゲンじゃあるまいに 政府の総合規制改革会議は、病院での治療費について、企業や団体の健康保険組合が契約を結んだ場合は、割引が可能になる制度を導入したいとしている。スーパリーのバーゲンじゃあるまいに、バーゲン用品を取りそろえて医療を提供しようとするのか。それよりも診療の標準化が先であろう。もう診療単価を追い求める時代ではない。（医療労働者・M）

編集部より そんなことまで言ってるのですか。そこまでは目に止まりませんでした。

不良中年 会議終了後、まっすぐ家に帰れば良いものを仲間拉到致され、十数年以上も寝ていない

寝袋での一夜を過ごし、たいへん疲れました。いい年をした中年不良ですね。家族にも相手にされなくなるわけですね。その点、闘争団の仲間たちはすごいですね。もう何年も単身赴任でがんばっている。頭が下がります。国労の財産ですよ。でも本部は事もあるうか、今大会で処分を画策している、情けない。刀は研がなければ切れません。階級闘争をしているわれわれはなおのことです。職場で眠っている仲間に声をかけ、起きてもらいましょう。そのためにともに奮闘しましょうか。国労らしい闘いができる日まで！

(国労・A)

編集部より 「寝袋」なつかしい。私めの記憶は一九七〇年代前半のストライキ、そして一九七五年のスト権ストの時ですかね。ご自愛を。

素晴らしい。こんなに次から次へと事態が変化したのでは、正確に事態を考え、つかまえることはたいへん困難。朝日と日経を購読していますが、とても目を通し切れません。『通信』はポイントをえぐってくれているので、最愛の読みものです。死ぬまで購読しつづけるつもりです。それにしても、ここ三回連載された「ビッフォア・アンド・アフター」は力作ですね。素晴らしい！これだけでも年間購読料の価値があります。筆者によりしくお伝えを。

一つお考えを。朝鮮民主主義人民共和国にたいする批判が強まり、私たちの感覚と合わないことが次から次へと伝えられています。北朝鮮についてどうお考えですか。

(神奈川・A)

編集部より 「ビッフォア・アンド・アフター」は力作です。筆者も喜ばれると思います。北朝鮮問題については今思考中です。

「同意のない減給は不当」 四月二二日の朝日の見出し。記事によると、一橋出版の元社員が五八歳から六〇歳への定年延長にともなう賃金減額(八五%)は不当だとして差額分の返還を求めた訴訟の判決で、「元社員の同意を得ず、一方的に減額したのは無効」とし、同社に三二五万円の支払いを命じたというものである。

この判決で重要なのは、労働条件の変更は、基本的に「労働者の同意」を必要とすることである。使用者はともすれば「就業規則」などを一方的に変更すれば可能だと考えているむきがあるが、とんでもない。最高裁判所の判例理論は、「特に賃金、退職金は重要な労働条件であり、変更は合理性が認められるためには高度の必要性に基づく合理的な内容であることを要する」。

この考えは、労働者と使用者は対等の立場にあり、労働条件はその立場の上になりたつ契約関係だということによる。契約である以上は双方の同意を必要とするのは、当然のことである。ところが、その労働者が所属する労働組合が、労働条件の不利変更を認める労働協約を使用者との間に締結すればどうなるか。労働者は、その労働協約に拘束される。つまり、労働条件の不利変更が労働者に押しつけられることになる。

さらにもう一つ。同じ会社にもう一つの少数組合があった場合、その労働協約は少数組合の組合員にも拘束力がおよぶのか。答えは、およばない！少数労働組合の活動、権利が「労働組合法」によって保護されているからである。労働者の権利は「団結」し、かつ「主張」し、「行動」しなければ奪われていく。いくら会社や使用者にすり寄ろうとも、労働者でありつづけるかぎり、それは自明の理なのだ。

(東京・M)

編集部より よく練られた文章。巻頭言にでも使わせていただきたいほどです。

社民党でがんばる No.八六九号を見てがっかりしました。有政法制を通過させた大きな問題は、民主体制であり、民主党こそ批判されるべきだと思っていました。ところがこの論調は社民党を批判しているではありませんか。もちろん、自衛隊容認を打ち出した村山はけしからんと思ってきました。今もそうですが、この時期、この瞬間において社民党を批判するなど容認できません。そこで批判を求めるなら、自らの弱さを自己批判すべきです。

(静岡・S)

編集部より すべての面で力を合わせなければならぬとき、目的・目標は同じ。いろんな運動をつくり、力を合わせようよ。

驚異の大自然 道北では花が咲き誇り、美しい季節が始まりました。七年ぶりの北海道生活です。こちらでは、生活と仕事为重なっています。驚異の大自然の目撃者に——とは当地の観光のキャッチフレーズですが、まんざら大げさでもないようです。お待ちしています。

(北海道・H)

編集部より 「生活と仕事为重なる」、いいですね。北海道の広大な大地と心豊かな人々、そしておいしい魚介類は人間をひとまわり大きくしてくれるでしょう。お邪魔します。その時よろしく。